

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第22回）

次 第

〔 2026年3月24日（火）午前10時～
Web会議（Webex） 〕

1. 支払条件の適正化に関する最近の動向（中小企業庁）
2. 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの取組みについて（株式会社全銀電子債権ネットワーク）
3. 2025年度の取組み状況および今後の対応等について（事務局）
4. 質疑応答・意見交換

以 上

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会名簿

2026年3月24日現在

| | | |
|----|-------|-------------------------------|
| 委員 | 神作 裕之 | 学習院大学法学部法学科教授 |
| | 小出 篤 | 早稲田大学法学部教授 |
| | 小林 明彦 | 片岡総合法律事務所パートナー弁護士／中央大学法科大学院教授 |
| | 松本 憲治 | 日本商工会議所中小企業振興部長 |
| | 大澤 良介 | 全国商工会連合会産業政策部産業政策課長 |
| | 嶋田 一郎 | 全国中小企業団体中央会政策推進部副部長 |
| | 赤堀 一成 | 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹 |
| | 三浦 知宏 | 金融庁監督局銀行第一課長 |
| | 河原 圭 | 経済産業省経済産業政策局産業資金課長 |
| | 小高 篤志 | 中小企業庁事業環境部取引課長 |
| | 中村 有志 | (株)みずほ銀行執行役員事務企画部長 |
| | 佐伯 哲哉 | (株)三菱UFJ銀行執行役員事務企画部長 |
| | 内藤 泰介 | (株)三井住友銀行執行役員事務統括部長 |
| | 木村 明彦 | (株)横浜銀行事務サービス部長 |
| | 新居田基彦 | (株)愛媛銀行事務システム部長 |
| | 千葉 悦子 | 三菱UFJ信託銀行(株)リテール企画推進部長 |
| | 福山 佳寿 | 一般社団法人全国信用金庫協会業務推進部長 |
| | 井古田祐司 | 一般社団法人全国信用組合中央協会調査企画部担当部長 |
| | 高木 一 | 労働金庫連合会業務部長 |
| | 藤山 裕之 | 農林中央金庫JAバンク業務革新部部長 |
| | 中田 直之 | (株)商工組合中央金庫業務改革部長 |
| | 土師 潤 | (株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長 |

オブザーバー 植田 暁 (株)NTT データ第三金融事業本部 決済 IT サービス事業部第四統括部 決済システム担当部長
齋藤 健 (株)日立製作所金融システム営業統括本部金融営業第二本部担当部長
市嶋 敏博 BIPROGY(株)ファイナンシャルサービス第一事業部営業二部長
宇野 直紀 法務省民事局参事官
伊豆田耕平 日本銀行決済機構局決済システム課オーバーサイトグループ長
東 秀一 (株)ゆうちょ銀行事務統括部長

事務局 金子 洋平 一般社団法人全国銀行協会委員会室長
((株) 三菱 UFJ 銀行経営企画部会長行室長)
内田 浩示 一般社団法人全国銀行協会事務局長兼事務・決済システム部長

(敬称略)

第22回「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」資料

事務局説明資料

2026年3月24日
一般社団法人全国銀行協会

目次

1. 政府の動向
2. 2025年度の取組み
 - ・手形・小切手の交換枚数の削減状況
 - ・全銀協の取組み
 - ・金融機関の取組み
 - ・金融機関における手形・小切手削減施策への取組状況
3. 金融機関における手形・小切手削減施策を踏まえた削減枚数の試算
4. 削減枚数試算の自主行動計画への反映と今後の対応の方向性
5. 2026年度における取組み事項
6. 今後のスケジュール

1. 政府の動向①

- 2017年、「未来投資戦略2017」において「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が掲げられ、2021年、「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組みを促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記された
- 2025年度においても、金融庁の行政方針に「手形小切手の全面電子化に向けた、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押しする」旨が記載

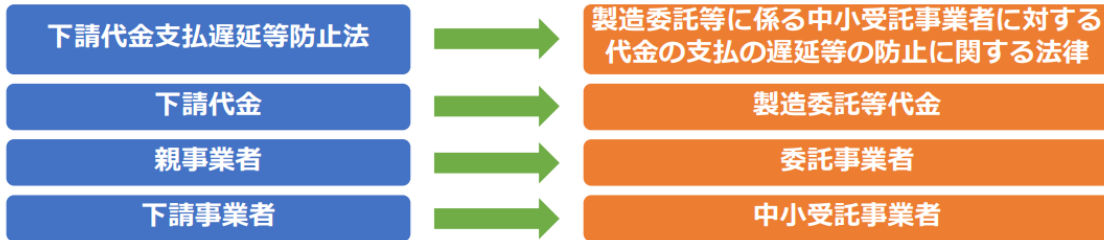
| 年月 | 主な政府文書等 | 概要（抜粋） |
|----------|-------------------------------|---|
| 2021年6月 | 成長戦略実行計画 | （略） 5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組みを促進 する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、 小切手の全面的な電子化を図る |
| 2023年6月 | 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 | 約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う |
| 2023年6月 | デジタル社会の実現に向けた重点計画 | 決済については、 法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ 、（略） |
| 2024年8月 | 金融行政方針 | 手形・小切手機能の全面電子化に向けて、金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しする |
| 2024年11月 | 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 | 約束手形・電子記録債権等の支払サイトの短縮・現金払い化、 2026年の約束手形の利用の廃止に向けた取組みを促進する |
| 2025年8月 | 金融行政方針 | 手形小切手の全面電子化に向けた、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押しする |
| 2026年1月 | 中小受託取引適正化法施行 | 対象取引において、手形払等を禁止 |

1. 政府の動向②

- 下請代金支払遅延等防止法（通称「下請法」）の改正法である、「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」（通称「**取適法**」）が**2026年1月1日に施行**
- 「手形払」等の禁止等の禁止行為が追加され、**同法の適用対象取引において手形払等が禁止された**

取適法に関する改正事項

法律の題名・用語の変更



適用対象の拡大

- **適用基準に「従業員基準」を追加**
従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- **対象取引に「特定運送委託」を追加**
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

- **「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止**
代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます
- **「手形払」等を禁止**
手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

- **事業所管省庁に指導・助言権限を付与**
事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

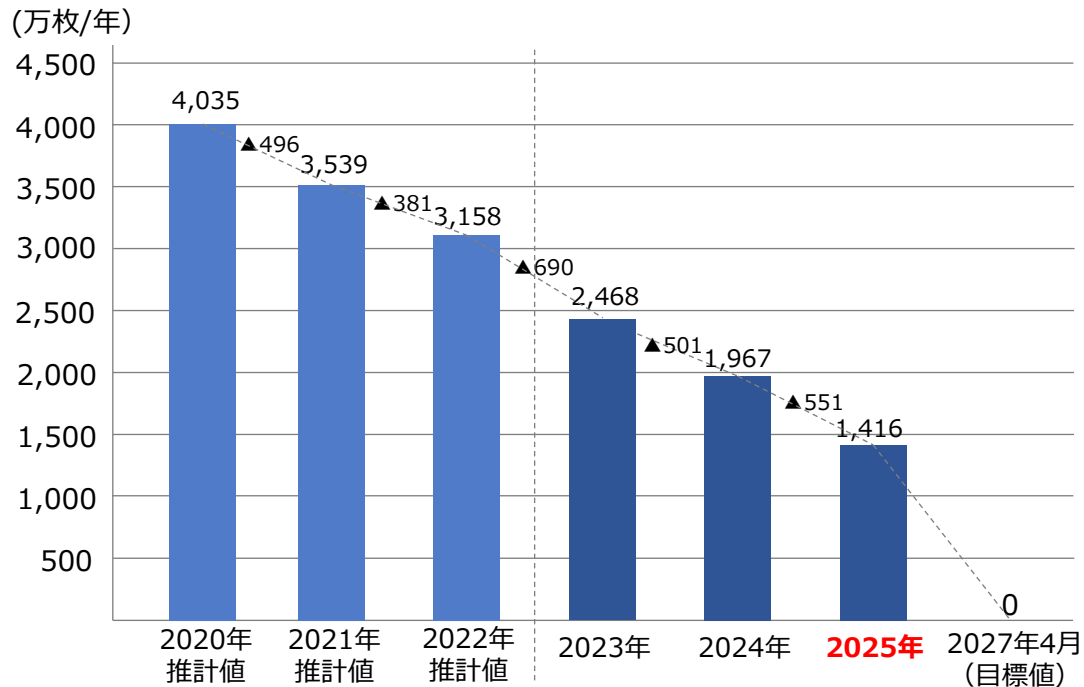
その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

2. 2025年度の取組み - 手形・小切手の交換枚数の削減状況 -

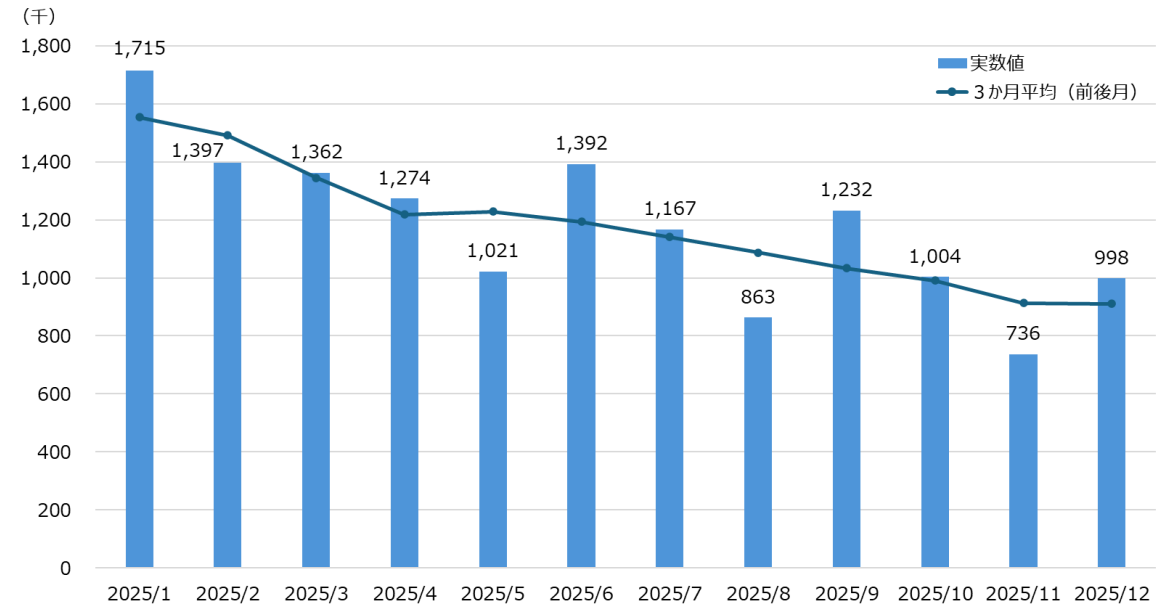
- 2025年の手形・小切手の**交換枚数は1,416万枚**。削減枚数は551万枚/年であり、2024年実績からは増加したものの、**目標値984万枚**（2026年度末までの2年間で毎年均等に削減）**からは乖離あり**
- **月ベースでの交換枚数は2025年12月時点で約100万枚。自主行動計画の目標期限である2027年3月末までに、これをゼロにする必要がある**

手形・小切手の年ベース交換枚数



※2020年～2022年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020年:4,091万枚、2021年:3,588万枚、2022年:3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%））、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

手形・小切手の月ベース交換枚数



※実数値については、月末が休日の場合、当該日の交換が翌月に実施され、月毎の交換枚数に変動が生じている

2. 2025年度の取組み - 全銀協の取組み・金融機関の取組み（概要） -

- 全銀協では、企業に対する周知・広報活動、および各金融機関の取組みを後押しするための情報提供を実施
- 各金融機関では、電子的決済サービスの利便性向上・導入支援や、手形・小切手削減施策の取組み等を実施

全銀協の主な取組み

① 周知・広報活動

- ・ チラシを作成し全国的な周知・広報を実施
- ・ 利用の多い地域・業界に対し周知・広報を強化
- ・ 産業界の業界団体へ周知依頼を実施
- ・ 金融機関の取引先向け説明会にてプレゼン実施

② 各金融機関の取組みを後押しするための情報提供

- ・ 最終振出期限の設定等に係る法令面の整理と約款参考例等を共有
- ・ **金融機関の地域内連携を目指した地区別交流会の開催（詳細P6）**
- ・ 各業態が開催する勉強会にてプレゼン実施
- ・ 各金融機関の営業店職員に対し勉強会を実施

各金融機関の主な取組み

① 電子的決済サービスの利便性向上

→金融機関の9割が検討済または検討中*

② 電子的決済サービスの導入支援

→金融機関の9割が検討済または検討中*

*2025年のフォローアップアンケート調査結果

③ 金融機関における手形・小切手削減施策への取組状況

（詳細P7～9）

→既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了等については95%以上の金融機関が実施済・実施予定

→最終振出期限の設定等は約35%の金融機関が実施済・実施予定

2. 2025年度の取組み - 全銀協の取組み：金融機関の地域内連携促進 -

- **複数地域（計36地域）において県内金融機関における手形・小切手の電子化に関する連携を実施。**全国銀行協会が実施した九州・沖縄地区金融機関向け交流会（2月）を機に6県で、中国・四国地区金融機関向け交流会（4月）を機に8県で、県内金融機関の連携をリリース。他の複数地域（9道県）においても全銀協・でんさいネットでオンライン交流会（8月～10月）を開催。
- 連携を公表した地域のなかには、地元メディアに取り上げられる等、周知効果の期待大。**引き続き地銀を中心に他地域に対しても連携の検討を呼びかけ。**

【連携公表都道府県一覧】（2026年3月19日時点）

| 都道府県名 | 公表月 | 都道府県名 | 公表月 | 都道府県名 | 公表月 | 都道府県名 | 公表月 |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 北海道 | 2025/10 | 東京都 | － | 滋賀県 | 2026/2 | 香川県 | 2025/7 |
| 青森県 | 2024/10 | 神奈川県 | － | 京都府 | 2025/12 | 愛媛県 | 2025/6 |
| 岩手県 | 2025/11 | 新潟県 | 2025/3 | 大阪府 | － | 高知県 | 2025/6 |
| 宮城県 | － | 富山県 | 検討中 | 兵庫県 | 2025/12 | 福岡県 | 2025/11 |
| 秋田県 | 2024/7 | 石川県 | 検討中 | 奈良県 | － | 佐賀県 | 2025/11 |
| 山形県 | 2025/2 | 福井県 | 検討中 | 和歌山県 | 2025/12 | 長崎県 | 2025/6 |
| 福島県 | 2025/2 | 山梨県 | 2024/11 | 鳥取県 | 2025/7 | 熊本県 | 2025/4 |
| 茨城県 | 2025/9 | 長野県 | － | 島根県 | 2025/7 | 大分県 | 2026/3 |
| 栃木県 | 2025/7 | 岐阜県 | 2025/11 | 岡山県 | 2024/6 | 宮崎県 | 2025/6 |
| 群馬県 | － | 静岡県 | 2025/9 | 広島県 | － | 鹿児島県 | 2025/7 |
| 埼玉県 | 2026/3 | 愛知県 | 2025/11 | 山口県 | 2025/10 | 沖縄県 | 2025/9 |
| 千葉県 | 2025/11 | 三重県 | 2025/10 | 徳島県 | 2025/10 | | |

2. 2025年度の取組み - 金融機関における手形・小切手削減施策への取組状況① -

- 金融機関における手形・小切手削減施策への取組状況を把握するため、取組施策として、下表の①～⑥の6項目について調査
- **手形用紙・小切手用紙発行停止等の①～③および⑥の施策**について、**95%以上の金融機関が実施済または実施予定であり、多くの金融機関で全面電子化に向けた取組みが進んでいることを確認**
(※ これらを踏まえ、自主行動計画のフォローアップにおける評価項目のうち、「①決済に関連する手数料体系の見直し」は、検討の必要性が低下したことから削除)
- **今後更なる取組みとして重要となる「④最終振出期限の設定」および「⑤他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止」**については、**実施済あるいは実施予定と回答した金融機関は約35%に留まる**（ただし、最終振出期限については交換枚数ベース（推計値）では84%。詳細P8）

金融機関における手形・小切手削減施策への取組状況に関するアンケート結果概要（12月末時点）

| 取組施策等 (N=1,117) | 実施済 | | 実施予定 | | 小計 | | 検討中 | | 未検討等 | |
|-----------------------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|------|----|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| ①当座預金口座の新規開設先への約束手形等の発行停止／新規開設停止 | 1,003 | 90% | 81 | 7% | 1,084 | 97% | 19 | 2% | 14 | 1% |
| ②期日管理を伴う約束手形等（先日付の小切手を含む）の取立受付の停止 | 999 | 89% | 89 | 8% | 1,088 | 97% | 18 | 2% | 11 | 1% |
| ③既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了 | 65 | 6% | 1,028 | 92% | 1,093 | 98% | 20 | 2% | 4 | 0% |
| ④最終振出期限の設定 | 5 | 0% | 406 | 36% | 411 | 37% | 664 | 59% | 42 | 4% |
| ⑤他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止 | 10 | 1% | 378 | 34% | 388 | 35% | 692 | 62% | 37 | 3% |
| ⑥当座預金からの小切手以外の出金方法の制定（払戻請求書等） | 954 | 85% | 122 | 11% | 1,076 | 96% | 33 | 3% | 8 | 1% |

2. 2025年度の取組み - 金融機関における手形・小切手削減施策への取組状況② -

- **最終振出期限の設定**については、実施済あるいは実施予定と回答した金融機関は約37%に留まるものの、**電子交換所の交換枚数ベースに換算すると84%に該当**する
- 特に、**都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行**については、**実施予定がほぼ100%**となっており、業態ごとに、取引先の特徴を踏まえ取組状況が異なると考えられる

最終振出期限の設定に関するアンケート結果概要（12月末時点）

| 業態 | 回答数 | 実施済 | | 実施予定 | | 検討中 | | 未検討等 | | 枚数 | 実施済 | | 実施予定 | | 検討中 | | 未検討等 | |
|------|-------|-----|-----|------|------|-----|-----|------|-----|------------|--------|-----|------------|------|-----------|-----|---------|-----|
| | | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | | 枚数 | 割合 | 枚数 | 割合 | 枚数 | 割合 | 枚数 | 割合 |
| 都銀 | 5 | 0 | 0% | 5 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 3,618,076 | 0 | 0% | 3,618,076 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 地銀 | 61 | 0 | 0% | 59 | 97% | 2 | 3% | 0 | 0% | 4,703,498 | 0 | 0% | 4,549,285 | 97% | 154,213 | 3% | 0 | 0% |
| 第二地銀 | 36 | 0 | 0% | 36 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 1,178,539 | 0 | 0% | 1,178,539 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 信金 | 254 | 0 | 0% | 146 | 57% | 77 | 30% | 31 | 12% | 3,865,730 | 0 | 0% | 2,222,034 | 57% | 1,171,895 | 30% | 471,802 | 12% |
| 信組 | 114 | 1 | 1% | 75 | 66% | 30 | 26% | 8 | 7% | 351,170 | 3,080 | 1% | 231,033 | 66% | 92,413 | 26% | 24,644 | 7% |
| 信託 | 6 | 0 | 0% | 5 | 83% | 1 | 17% | 0 | 0% | 14,731 | 0 | 0% | 12,276 | 83% | 2,455 | 17% | 0 | 0% |
| 労金 | 13 | 0 | 0% | 11 | 85% | 1 | 8% | 1 | 8% | 1,658 | 0 | 0% | 1,403 | 85% | 128 | 8% | 128 | 8% |
| 農協等 | 607 | 1 | 0% | 60 | 10% | 546 | 90% | 0 | 0% | 131,000 | 216 | 0% | 12,949 | 10% | 117,835 | 90% | 0 | 0% |
| その他 | 21 | 3 | 14% | 9 | 43% | 7 | 33% | 2 | 10% | 290,243 | 41,463 | 14% | 124,390 | 43% | 96,748 | 33% | 27,642 | 10% |
| 合計 | 1,117 | 5 | 0% | 406 | 36% | 664 | 59% | 42 | 4% | 14,154,645 | 44,760 | 0% | 11,949,984 | 84% | 1,635,686 | 12% | 524,215 | 4% |

※「交換枚数」は2025年実績で集計しており、それぞれの「割合」の数値は一部推計が含まれる。また、四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

2. 2025年度の取組み - 金融機関における手形・小切手削減施策への取組状況③ -

- 今後実施予定の回答が多かった施策について、実施予定時期を取りまとめ
- 既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了については2026年3月、4月の実施が多い状況
- **最終振出期限の設定を実施予定と回答した金融機関のうち72%が、最終振出期限を2026年9月末と設定**していた（調査の回答では、実施時期は「2026年10月」の回答）
- 他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止も同様に、2026年10月から実施の回答が最多

最終振出期限の設定および他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止等の実施時期（12月末時点）

| 施策 | 2026年 | | | | | | | | | | | | 2027年 | | | 合計 |
|-----------------------------|-------|----|-----|-----|----|----|-----|----|----|------------|-----|-----|-------|----|-----|------|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| ③既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了 | 17 | 1 | 563 | 283 | 7 | 9 | 105 | 4 | 7 | 26 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1028 |
| | 2% | 0% | 55% | 28% | 1% | 1% | 10% | 0% | 1% | 3% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| ④最終振出期限の設定 | 0 | 2 | 2 | 10 | 1 | 1 | 1 | 2 | 25 | 294 | 2 | 14 | 7 | 22 | 23 | 406 |
| | 0% | 0% | 0% | 2% | 0% | 0% | 0% | 0% | 6% | 72% | 0% | 3% | 2% | 5% | 6% | 100% |
| ⑤他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止 | 1 | 1 | 4 | 26 | 3 | 1 | 2 | 0 | 21 | 230 | 2 | 6 | 27 | 2 | 52 | 378 |
| | 0% | 0% | 1% | 7% | 1% | 0% | 1% | 0% | 6% | 61% | 1% | 2% | 7% | 1% | 14% | 100% |

3. 金融機関における手形・小切手削減施策を踏まえた削減枚数の試算等

- 各金融機関が設定した最終振出期限の後には、当該金融機関による手形・小切手の交換持出は発生しないと考えられることから、調査における各金融機関の**最終振出期限の設定に関する回答に焦点を当てて交換枚数の削減枚数を試算**
- **試算の結果、2026年11月および12月に交換枚数が大幅に減少し、2026年12月時点で交換枚数の残数は約7万枚となる見込み**

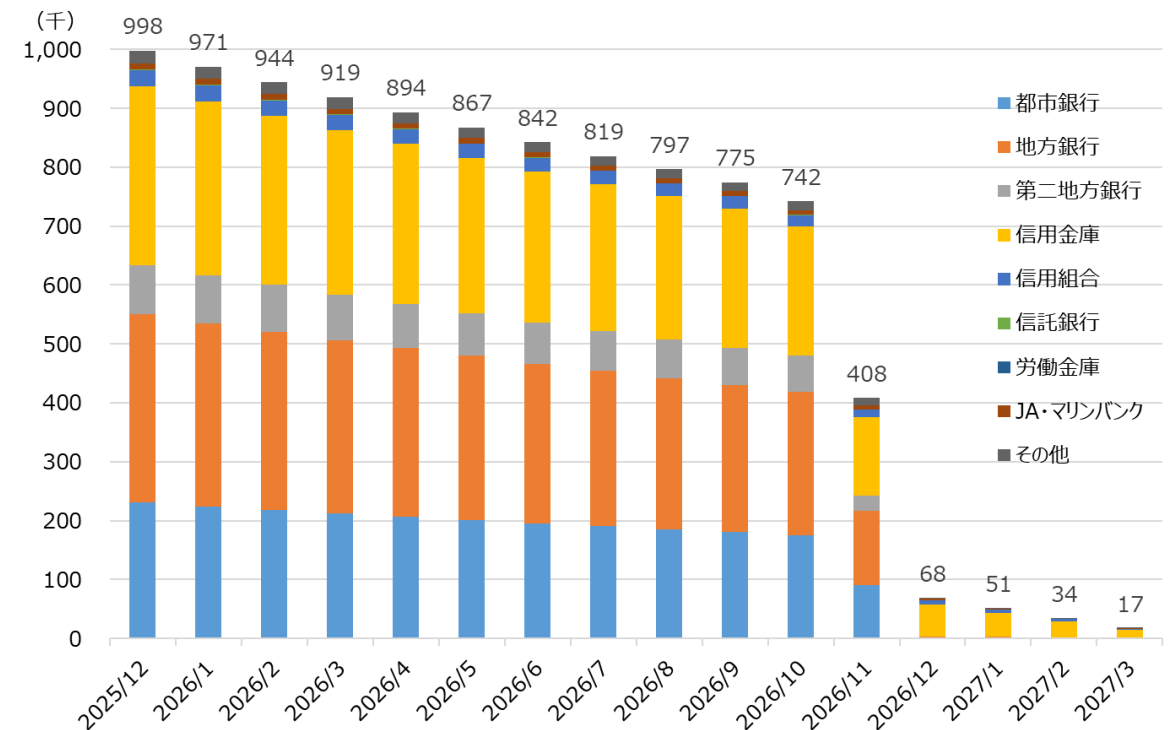
削減枚数の試算に当たっての前提条件

- ✓ 調査における各金融機関の最終振出期限の設定の回答に焦点を当てた交換枚数の削減枚数を試算

【試算の前提】

- 通常の月の削減率は、2024年（1,967万枚）から2025年（1,416万枚）の28.01%をもとに、2.71%と仮定
- 最終振出期限については、手形と小切手で、以下の仮定を置いて試算
 - 手形：最大2か月のサイトがあると仮定し、最終振出期限を設定した金融機関の交換枚数がゼロになるのは、2か月後と仮定
 - 小切手：手形と異なりサイトは存在しないが、呈示期間が振出日の翌日から10日間であることから、最終振出期限を設定した金融機関の交換枚数がゼロになるのは、保守的に見積もって1か月後と仮定
- 試算は、業態毎に上記計算を実施
- 実施時期を検討中と回答した金融機関には、2026年12月の目標交換枚数の回答を依頼したことから、2026年12月に当該数値も勘案
- 2026年12月以降は、2027年4月に交換枚数がゼロになる（2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数がゼロになる）ように線形で簡易的に試算

試算結果



※ 実際の交換枚数は月末が休日か否かで変動する。なお、2026年1月の交換枚数は約77万枚、2月は同73万枚。

4. 削減枚数試算の自主行動計画への反映と今後の対応の方向性

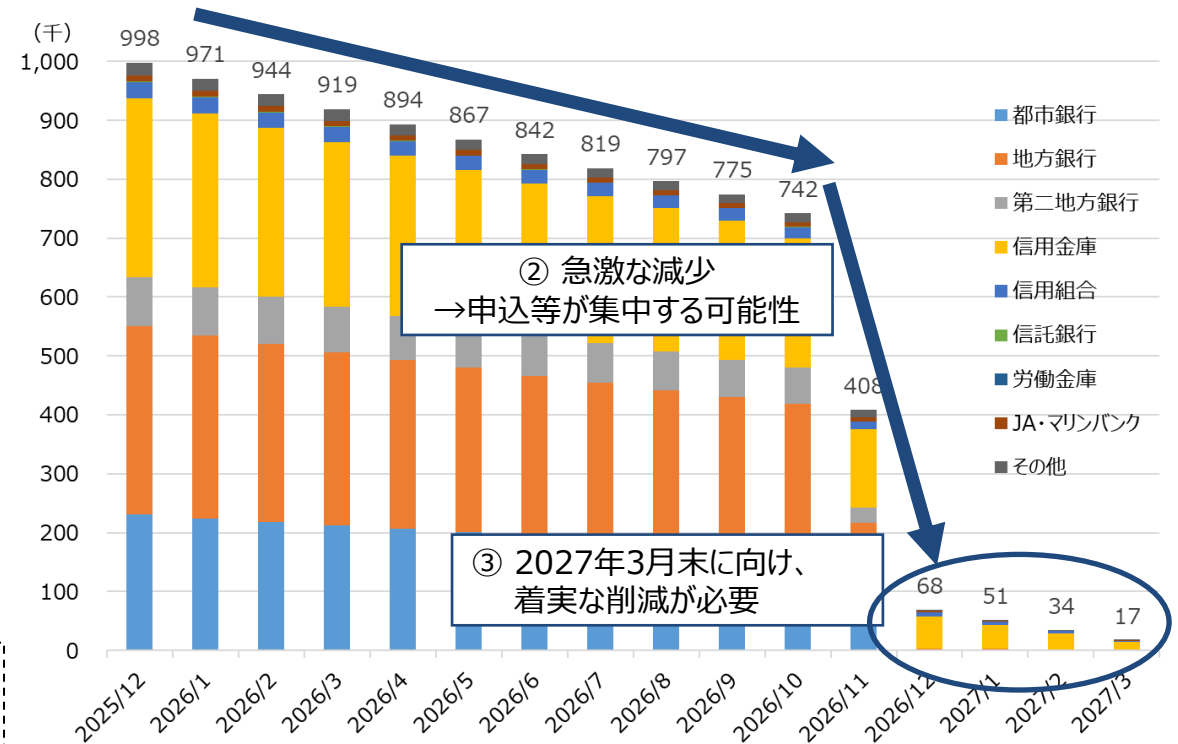
- **自主行動計画の目標期限まであと1年であることを踏まえ、試算結果を、月単位の交換枚数の目安となる数値として自主行動計画に反映**
- **最終振出期限の設定を実施済み・実施予定の金融機関は、この試算が現実となった場合、最終振出期限の前後に多くの事業者から金融機関への申込み・問い合わせが集中する事態を避けるため、最終振出期限前から余裕をもってより多くの交換枚数を削減し、多くの事業者の電子的決済サービスへの移行を促す**
- **それ以外の金融機関は、交換枚数を着実に削減するため、体制整備、移行推進、周知案内など必要な取組みを強化**

試算結果を踏まえた対応

- ① 試算結果の自主行動計画への反映
 - ・ 試算結果は一定の目線となる数値であることから、自主行動計画に反映
- ② 最終振出期限の設定を実施済み・実施予定の金融機関の対応
 - ・ 最終振出期限の前後に、電子化対応のために多くの事業者から金融機関への申込み・問い合わせが集中し、混乱が生じる可能性
 - ・ 多くの事業者の電子的決済サービスへの移行を積極的に促し、最終振出期限設定前から余裕をもってより多くの交換枚数を削減
- ③ 上記以外の金融機関の対応
 - ・ 交換枚数を着実に削減するため、体制整備、移行推進、周知案内など必要な取組みを強化
 - ・ 経営層による認識のもと、企画部門と事務・営業部門が連携し、社内横断で一貫したメッセージ発信と支援体制の構築

➡ 全銀協およびでんさいネットにおいて支援が必要と考えられる金融機関を選定し、必要な支援を行う

試算結果の留意点等



5. 2026年度における取組み事項

- 2025年は、政府・産業界・金融界の関係者が一体となって手形・小切手機能の全面的な電子化に向けてさまざまな取組みを実施
- **2026年度は自主行動計画の最終年度であり、「手形・小切手の交換枚数ゼロ」を実現するという覚悟を持った対応が必要**
- **全銀協としても、月単位の交換枚数目安の設定、四半期ごとのフォローアップなど、きめ細かく具体的に踏み込んだ対応を通じて、これまで以上に、関係者一体となって手形・小切手機能の電子化に関する取組みを促進する**

2026年度取組み

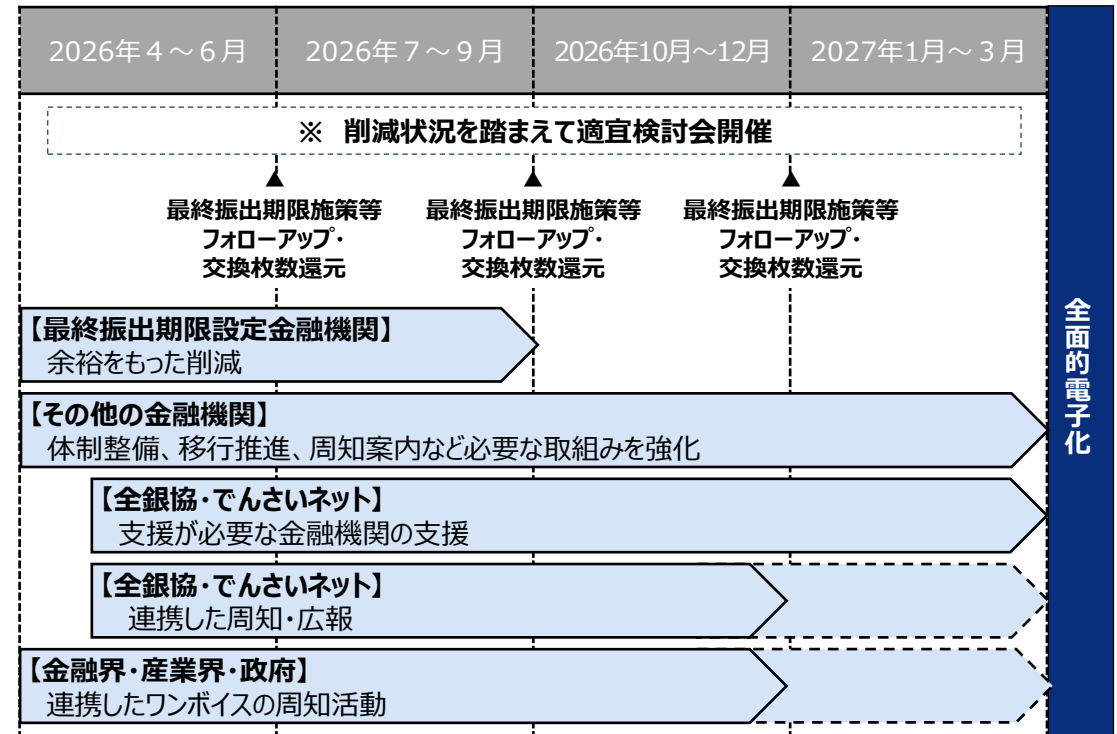
■ 2026年度末の最終目標達成に向けた対応

- ① 評価項目にもとづく各金融機関における取組状況や、**手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況をフォロー**
- ② 金融界・産業界・政府が連携して、ワンボイスで、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する周知活動を実施
- ③ **でんさいネットとも連携のうえ、周知・広報を強化・継続**
- ④ 手形・小切手を利用している事業者や業界団体等に対して全面的な電子化の説明を継続
- ⑤ 支援が必要と考えられる金融機関に対する全銀協およびでんさいネットによる支援

■ その他証券に関する対応

- 電子交換所の廃止を見据え、その他証券について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、その他の決済手段や電子交換所以外での代替決済手段等の検討を行う。

2026年度取組みイメージ



6. 今後のスケジュール - 自主行動計画の改定、調査報告書の策定・公表に向けて -

- 調査報告書（案）および自主行動計画の改定版（案）の内容について、メンバーの皆様からご意見をお寄せいただきたい【提出期限：3月26日（木）正午】（提出方法は、別途ご案内）
- 自主行動計画の改定、調査報告書の策定・公表までのスケジュールは下表のとおり

| | |
|--|---|
| <p>3月24日（火）（本日）</p> | <p>調査報告書（案）および自主行動計画の改定版（案）（※）の内容について意見募集【3月26日（木）正午期限】</p> <p>※ 2026年度末までの月次ベースの目標削減枚数等、記載のアップデートを実施</p> |
| <p>3月26日（木）午後以降</p> | <p>第23回会合開催（書面予定）【調査報告書（最終版）および自主行動計画の改定版を提示】</p> |
| <p>3月27日（金）目途 ※3月30日（月）となる可能性あり</p> | <p>以下の内容について全銀協ウェブサイト公表後、金融機関・金融関係団体宛に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2025年度調査報告書 ② 自主行動計画の改定版 |

Appendix

Appendix フォローアップアンケート結果① - (参考) 業態別発行枚数 -

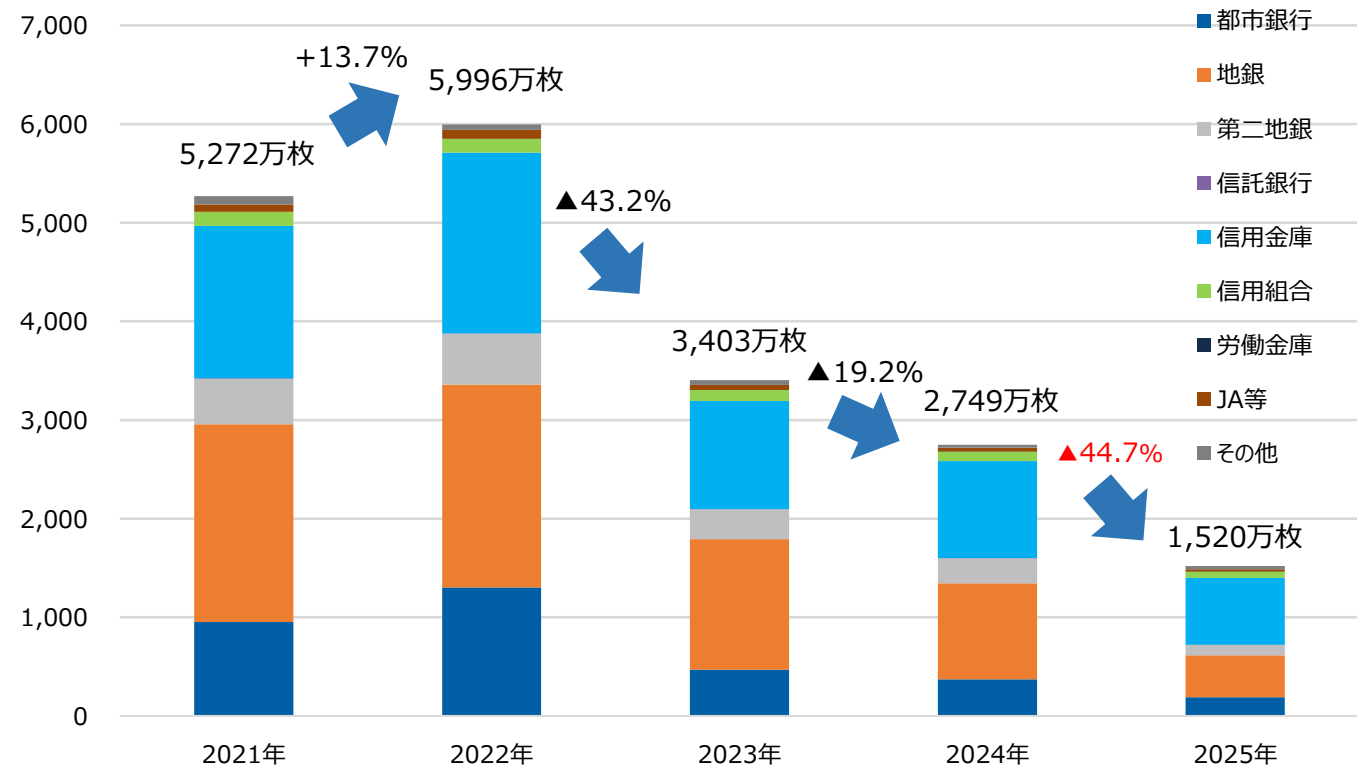
- 約束手形等の発行枚数については、2025年は2024年から45%減少
- 2024年から2025年の発行枚数の減少率は第二地方銀行が最も大きく▲58.3%。次いで地方銀行が▲56.3%
- 2025年の手形・小切手合計の発行枚数の業態別比率は、信用金庫、地方銀行、都市銀行の順に多く、3業態で全体の約85%を占める

(参考・推計値) 発行枚数の業態別枚数 (手形・小切手)

単位：万枚

| ※()内は 回答金融機関数 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 23年比24年 増減率 | 24年比25年 増減率 | 構成比 (2025) |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|---------------|
| 都市銀行(5) | 1,302 | 467 | 370 | 188 | ▲20.1% | ▲49.2% | 12.4% |
| 地方銀行(62) | 2,057 | 1,324 | 974 | 426 | ▲26.4% | ▲56.3% | 28.0% |
| 第二地方銀行(37) | 515 | 305 | 254 | 106 | ▲16.9% | ▲58.3% | 7.0% |
| 信託銀行(6) | 3 | 2 | 2 | 0.9 | ▲19.0% | ▲45.4% | 0.1% |
| 信用金庫(255) | 1,835 | 1,097 | 983 | 678 | ▲10.4% | ▲30.9% | 44.6% |
| 信用組合(116) | 138 | 108 | 99 | 66 | ▲9.2% | ▲32.6% | 4.4% |
| 労働金庫(13) | 算出 不可 | 算出 不可 | 0.3 | 0.2 | — | ▲25.1% | 0.01% |
| JA・マリンバンク (489) | 92 | 51 | 38 | 23 | ▲24.3% | ▲40.7% | 1.5% |
| その他(23) | 54 | 49 | 30 | 31 | ▲39.1% | 5.5% | 2.1% |
| 計 | 5,996 | 3,403 | 2,749 | 1,520 | ▲19.2% | ▲44.7% | 100% |

2025年の発行枚数の業態別比率 (手形・小切手)



※千枚単位を四捨五入で計数を算出 (信託業態・労働金庫業態は1万枚未満のため千枚単位で記載)。

Appendix フォローアップアンケート結果②

- 自主行動計画に定めている評価項目のうち、「電子的決済サービスの利便性向上（改善）策の検討」、「電子的決済サービスの導入支援の実施」について、**2021年から右肩上がりに上昇**
- 電子的決済サービスの利便性向上（改善）策は、過去に実施した金融機関を含め検討を実施済または検討中と回答した割合が、**全体の約93%**（前年比+1.2%）。法人IBのUI/UXおよび画面レイアウトの見直しの実施、でんさいの操作画面の見直し等が実施された

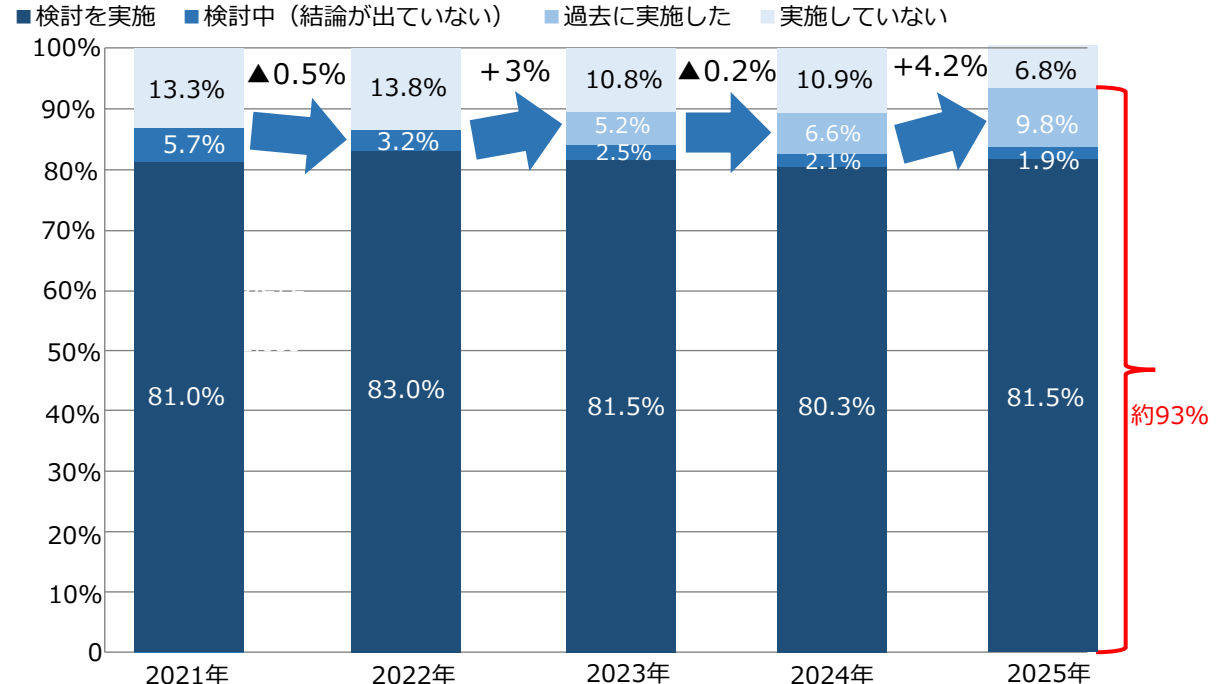
各金融機関が実施した施策に関する評価項目

| 項番 | 評価項目※1 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 増減率 (対2021年) |
|----|---------------------------|---|-------|-------|-------|---------|-----------------|
| 1 | 約束手形等の発行手数料、取立手数料等の見直しの検討 | 47% | 78% | 84% | 86% | — ※2 | — |
| 2 | 電子決済サービスに係る手数料の見直しの検討 | 50% | 52% | 58% | 68% | — ※2 | — |
| 3 | 電子的決済サービスの利便性向上（改善）策の検討 | 87% | 86% | 89% | 89% | 93% | +6% |
| 4 | 電子的決済サービスの導入支援の実施 | 76% | 85% | 86% | 91% | 90% | +14% |
| 5 | 事業者への資金繰り支援の状況（事例） | 手形割引の代替手段としてでんさい割引活用を提案、短期資金需要についても証書貸付で対応できるように行内規定を整備 等 | | | | | |

※1 項番1～項番3は、過去に実施した金融機関を含め検討を実施済または検討中と回答した割合。項番4は、過去に実施した金融機関を含め実施済と回答した割合。

※2 項番1、2について、2025年6月に実施したアンケートにおいて、「既存先への手形用紙・小切手用紙の発行終了」について約9割が公表済・公表予定であり、検討の必要性が低下したことから、評価項目から削除。

① 電子的決済サービスの利便性向上（改善）策の検討

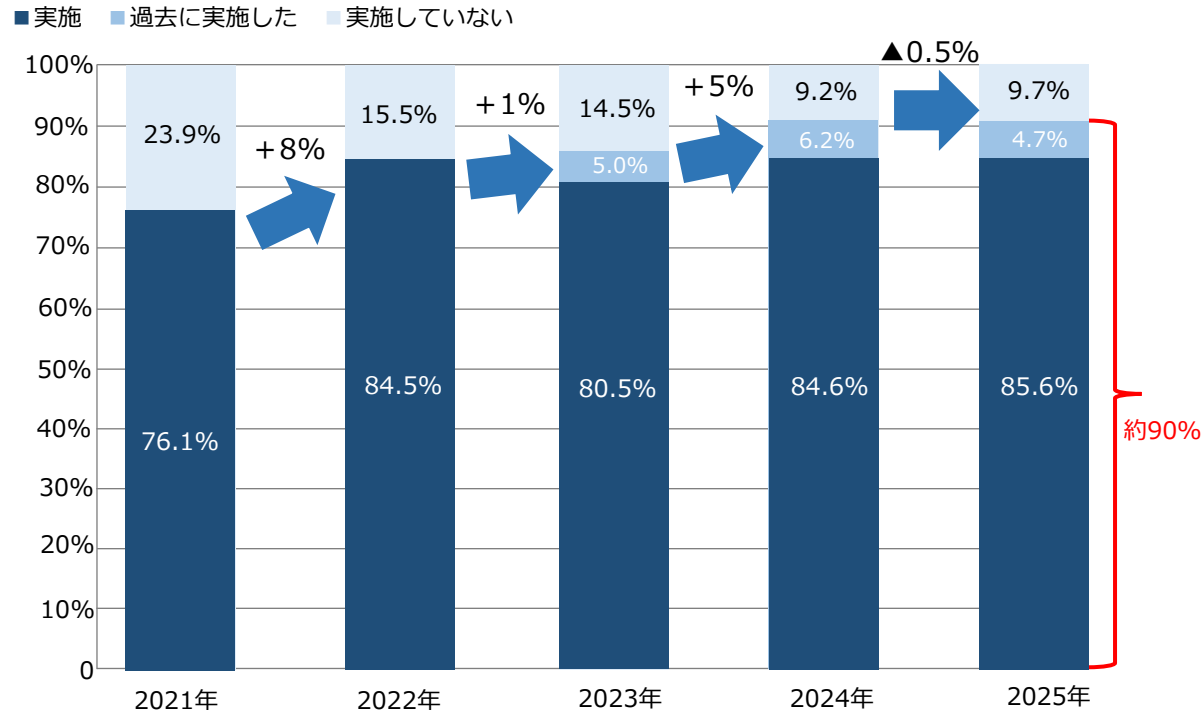


※検討の実施有無であり、見直しの実施有無を示すものではない

Appendix フォローアップアンケート結果③

- 電子的決済サービスの導入支援は、過去に実施した金融機関を含め実施済と回答した割合が**全体の約90%と前年比同水準**。営業店と本部が連携したうえでの導入サポート等を実施した金融機関が見られた
- 約束手形の利用を廃止する事業者に対する資金繰り支援の事例も複数確認した

② 電子的決済サービスの導入支援の実施



③ 約束手形の利用を廃止する事業者に対する資金繰り支援の事例

- 手形廃止に伴い資金繰りに影響が見込まれる事業者に対しては、運転資金として当座貸越の利用に加え、手形割引に代わる手段としてでんさい割引の活用を提案し、事業者の経営状況に応じて柔軟に対応。
- 短期の資金需要についても証書貸付で対応できるように行内規定を整備。
- 取適法の対象となる可能性がある取引先リストを営業店へ還元し、支払サイト短縮による資金需要についてヒアリングを実施。必要に応じて個別支援を行った。
- 約束手形を利用している事業者に個別面談し、資金繰りに対する相談者へ当座貸越や長期一括返済型の証書貸付を案内し、資金繰りサポートを実施。
- クレジットカード等代替決済サービスの案内、手形廃止に伴う経営相談等の支援メニューをまとめたチラシを作成。

